貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和６年３月)

３月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局累積違反点数
1	株式会社エムワイ観光（法人番号９４５０００１００７０８１）代表者寺田政行	北海道旭川市永山北２条９丁目１３番地１２	北広島営業所	北海道北広島市南の里５３７番地２	R6.03.18	輸送施設の使用停止（１２０日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他２件	令和５年１０月５日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。３件の違反が認められた。（１）運賃料金変更事前届出義務違反（道路運送法（以下「法」）第９条の２第１項）、（２）疾病、疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項）、（３）輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反（法第２９条の３）	12	22
2	株式会社ケイエムトラスト旅行サービス（法人番号１４３０００２０３７４８３）　代表者森山克美	北海道札幌市東区丘珠町５８３番８４	本社営業所	北海道札幌市東区北丘珠２条２丁目１２番６号	R6.03.18	輸送施設の使用停止（６０日車）、文書警告及び文書勧告	旅客自動車運送事業運輸規則第２５条第１項、第２項、第４項　他３件	令和５年１０月３１日及び令和５年１２月２２日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）点呼の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）、（２）乗務等の記録義務違反（運輸規則第２５条第１項、第２項、第４項）、（３）運行記録計による記録義務違反（運輸規則第２６条第１項）、（４）届出義務違反（道路運送法施行規則第６６条第１項）	6	6
3	有限会社飛内運輸（法人番号９４６０１０２００５９５８）　代表者飛内壮夫	北海道河西郡芽室町東９条１０丁目５－１１	本社営業所	北海道河西郡芽室町東９条１０丁目５－１１	R6.03.18	輸送施設の使用停止（１１０日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他８件	令和５年１１月９日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。９件の違反が認められた。（１）運賃料金変更事前届出義務違反（道路運送法第９条の２第１項）、（２）事業計画の事前変更届出義務違反（道路運送法施行規則第１５条第１項）、（３）点呼の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）、（４）乗務員台帳の作成義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（５）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（６）日常点検の実施違反（運輸規則第４５条）、（７）定期点検整備の実施違反（運輸規則第４５条第１項第１号）、（８）整備管理者の研修受講義務違反（運輸規則第４６条）、（９）輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反（運輸規則第４７条の７第１項）	11	11
4	はまなす観光バス株式会社（法人番号３４３０００１０３３５５６）　代表者日笠友英	北海道北広島市大曲２番地６	本社営業所	北海道北広島市大曲２番地６	R6.03.18	輸送施設の使用停止（６０日車）	道路運送法第１０条	令和５年１１月１３日、その他事故、法令違反、事件、苦情その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）運賃又は料金の割戻し禁止違反（道路運送法第１０条）	6	6
	以下余白									